(二) 金額ニ關シテハ

(ホ) 職員ニ其ノ限リ

解雇ス

2. 解雇者ニ對シテハ 四箇月ノ分ヲ與フ

3. 第一項(イ)乃至(ホ)ニ該當スル團體ハ解散ス

(協調會勞働課)